

Ⅱ【第102号議案】関西広域連合規約の変更の協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、次のように関西広域連合規約の一部を変更するため、関係地方公共団体と協議する。

平成28年2月19日提出

神戸市長 久 元 喜 造

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる次に掲げる計画の策定及び実施に関する事務
- ア 防災，観光，文化及びスポーツの振興，産業の振興，医療の確保，環境の保全等に関する計画
- イ まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項に規定する計画
- ウ 広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）

第4条第2項中「同項第1号」を「同項第1号ア」に改める。

別表企画調整費の部中「第4条第1項第9号」を「第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号」に改め，同表事業費の部第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費の項中「第4条第1項第1号」を「第4条第1項第1号ア」に改める。

附 則

この規約は，総務大臣の許可のあった日から施行する。

理 由

地方自治法第291条の11の規定により，議会の議決を経る必要があるため。

(参考 1)

関西広域連合規約 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる防災，観光，文化及びスポーツの振興，産業の振興，医療の確保，環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）の策定及び実施に関する事務

(2)～(9) 略

- 2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを、同項第1号（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。

3 略

- (1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる次に掲げる計画の策定及び実施に関する事務
ア 防災，観光，文化及びスポーツの振興，産業の振興，医療の確保，環境の保全等に関する計画
イ まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項に規定する計画
ウ 広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）

同項第1号

ア

同項第1号ア

別表(第20条関係)

経費の区分		負担する構成 団体	負担割合
略	略	略	略
企 画 調 整 費	<u>第4条第 1項第9 号</u> に規定 する事務 に係る経 費	略	略
事 業 費	<u>第4条第 1項第1 号</u> に規定 する事務 に係る経 費	略	略
	略	略	略
略			

備考 略

	<u>第4条第 1項第1 号イ及び ウ並びに 第9号</u>		
	<u>第4条第 1項第1 号ア</u>		
略			

(参考 2)

地方自治法 ぬきがき

(組織、事務及び規約の変更)

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合(変更された場合を含む。)における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8 略

(規約等)

第291条の4 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 広域連合の処理する事務

(5)～(8) 略

(9) 広域連合の経費の支弁の方法

2～4 略

(議会の議決を要する協議)

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。